

消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

平成31年度予算額 **32.5億円**（27.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が消費税を円滑に転嫁できるよう、積極的に消費税転嫁対策特別措置法の違反行為等の情報収集及び調査を行います。そのために、時限的に転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を措置し、監視・検査体制の強化を図ります。
- 取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引先から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面調査を実施し、積極的な情報収集・取締りを行います。
- 消費税転嫁対策特別措置法の違反行為を未然に防止するための特別講習会の開催、下請かけこみ寺の利用促進に係る広報等を実施します。また、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査等を実施します。

成果目標

- 本事業は、平成25年度から消費税転嫁対策特別措置法が失効するまでの事業であり、消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査において、消費税分を全て価格に転嫁できていると回答する事業者の割合100%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（事務費）

国

雇用

転嫁対策調査官

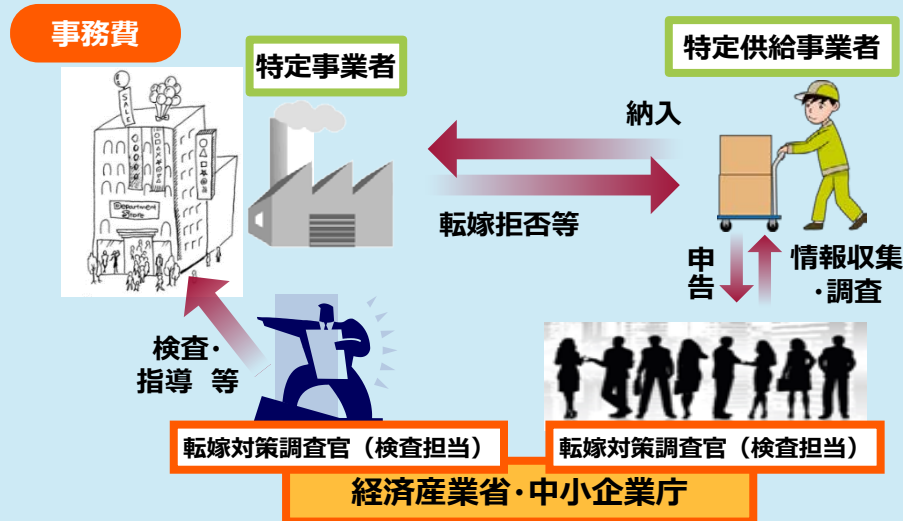
（消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

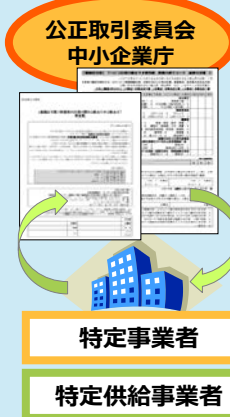


消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

消費税の転嫁状況等に関する
悉皆的な書面調査の実施

特別講習会
の開催

下請かけこみ寺利用
促進に向けた広報



消費税の転嫁状況に関する
モニタリング調査等